

1 処分を受けた税理士

氏 名： 石坂 睦雄

登録番号： 第58177号

2 処分の内容

令和3年6月16日から10月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。